

平成20年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成20年12月18日 午前10:00

○閉 会 午後 2:38

○出席議員（20名）

1 番 千 田 正 英	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 児 玉 春 雄
5 番 澤 井 昭 二 郎	6 番 藤 原 幸 雄	7 番 佐 藤 恵 佐 雄
8 番 小 林 悟	9 番 佐 藤 義 久	10 番 赤 平 末 次 郎
11 番 藤 原 典 男	12 番 佐 藤 幸 孝	13 番 佐 藤 昇
14 番 伊 藤 博	15 番 伊 藤 栄 悦	16 番 菅 原 久 和
17 番 中 川 光 博	19 番 大 谷 貞 廣	20 番 西 村 武
21 番 堀 井 克 見	22 番 藤 原 幸 作	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 小 林 洋	総 務 部 長 伊 藤 賢 志
会 計 管 理 者 門 間 鋼 悦	産 業 建 設 部 長 宮 田 隆 悦
水 道 局 長 澤 井 昭	教 育 次 長 山 平 東
市 民 生 活 部 長 鈴 木 鋼 生	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 公 悦
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長・ 監 査 委 員 事 務 局 長 櫻 庭 新 悦	総 務 課 長 児 玉 俊 幸
市 長 公 室 長 鈴 木 司	財 政 課 長 幸 村 公 明
税 務 課 長 伊 藤 正	産 業 課 長 根 一
建 設 課 長 山 口 義 光	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 活 環 境 課 長 鈴 木 利 美	市 民 課 長 藤 原 貞 雄
社 会 福 祉 課 長 山 平 重 男	高 齢 福 祉 課 長 伊 藤 律 子
健 康 推 進 課 長 小 林 健 一	収 納 課 長 菅 原 龍 太 郎
農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 仲 茂 隆	下 水 道 課 長 三 浦 永 寿

都市整備課長	佐々木 博 信	スポーツ振興課長	菅 原 徳 志
幼児教育課長	伊 藤 清 孝	生涯学習課長	瀬 下 三 男
昭和総合窓口センター長	川 上 秀佐男	追分出張所長	鈴 木 久 雄

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	門 間 裕 一	議会事務局次長	伊 藤 正 吉
--------	---------	---------	---------

平成20年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成20年9月26日（4日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第78号 潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する
条例（案）について
- 日程第 2 議案第79号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自
動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に
関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第80号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第81号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）につ
いて
- 日程第 5 議案第82号 潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）に
ついて
- 日程第 6 議案第83号 潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）に
ついて
- 日程第 7 議案第84号 潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第85号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第86号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指
定について
- 日程第10 議案第87号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第11 議案第88号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第12 議案第89号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）に
ついて
- 日程第13 議案第90号 平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）（案）について

- 日程第 1 4 議案第 9 1 号 平成 2 0 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 5 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 6 議案第 9 3 号 平成 2 0 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 9 4 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 9 5 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 請願・陳情について
- 日程第 2 0 各常任委員会の報告について
- 総務常任委員長
- 社会厚生常任委員長
- 産業建設常任委員長
- 文教常任委員長
- 日程第 2 1 議案第 9 6 号 平成 2 0 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（案）について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第78号 潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）について から 日程第19、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第78号から日程第19、請願・陳情までを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第20、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第20、これより各常任委員会の報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経過と結果について報告を求めます。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

最初に総務常任委員会の報告を求めます。19番大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さんおはようございます。

それでは、総務常任委員会から報告させていただきます。

平成20年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年12月12日

出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、藤原幸作、大谷貞廣

説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、

選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、

議会事務局長、各関係課長

書記 監査委員事務局 米谷裕二

審査の経過と結果

議案第78号、潟上市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（案）について。

本条例は、地方自治法および地方自治法施行令に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるため、関係条例を制定するものです。

委員からは、長期継続契約を実施することでコストダウンが見込まれるかとの質問があり、当局からは、経費の削減もメリットの一つとして想定しているとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第79号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公共団体の長の選挙におけるビラの頒布に関する公費負担について規定する必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、頒布できるビラの種類や枚数、証紙の受領方法についての質問があり、当局からは、頒布できるビラはA4サイズで2種類まで、証紙の受領については、立候補の届出後にビラの頒布の届出書と証紙の交付申請を行い、ビラは1万6,000枚以内で頒布できるとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第80号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、連絡嘱託員制度が廃止されることに伴い、所要の規定を整備するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款3項1目総務費委託金49万7,000円の減額のうち、56万3,000円の減額は、秋田海区漁業調整委員会委員選挙が無投票となったための精算に伴うものです。

16款1項1目寄附金134万円は、ふるさと納税制度による、ふるさと応援寄附金10件分です。

委員からは、ふるさと納税していただいた方々への対応について質問があり、当局からは、市の広報、礼状、市民歌のCDを提供して対応しているとの回答でした。

18款1項1目繰越金7,807万7,000円は、前年度繰越金です。

委員からは、繰越金の残額について質問があり、当局からは、残額は1億4,436万7,000円で、今後の降雪状況によって除雪費のような緊急を要する経費の財源に充て、余剰金は積み立てとの回答でした。

19款4項1目総務費受託事業収入41万1,000円の減額は、飯田川土地改良区総代選挙が無投票となったための精算に伴うものです。

歳出の主なものについて申し上げます。

各款にわたる人件費関係の補正額については、給料は育児休業にかかわるもの、職員手当等は扶養親族等の内容変更にかかわるものが主なものです。

2款1項1目一般管理費1,465万6,000円の主なものは、退職者9名分の退職手当特別負担分です。9目電子計算費1,270万7,000千円は、委託料1,561万1,000円の補正で、これはホームページ作成支援等4システムにかかわるものです。

備品購入費290万4,000円の減額は、パソコン100台分の購入差額による減と新たな備品としてグループウェア用サーバー他2サーバー等を購入するもので、いずれも平成22年3月から電子申請にかかわるものです。

10目自治振興費179万5,000円の減額は、自治会育成助成金で、これは世帯数の確定によるものです。

2款4項3目飯田川土地改良区総代選挙費40万8,000円の減額、4目農業委員選挙費44万5,000円の減額、5目秋田海区漁業調整委員会委員選挙費57万5,000円の減額は、それぞれ無投票となったための精算に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第16号、労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書について。

本陳情については、現下の雇用情勢は大変厳しいものがあり、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第23号、飯田川公園と三吉神社相撲場の環境整備に関する陳情書について。

本陳情については、飯田川公園「ふたあらの丘」の中心部は飯田川自治会長連絡協議会により草刈り、クリーンアップを実施しているが、周辺一帯は長年手入れがされてお

らず雑木等が煩雑している。また、相撲場は腐食等による劣化が著しく、現在も立ち入り禁止の措置がなされている状況下であり、安心・安全の確保ならびに環境整備の面から早めの対応を望むものであり、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これです総務常任委員会の報告を終わります。

これから議案の審議に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました常任委員長への質問は審査の経過と結果についてであります。また、各補正予算（案）につきましては質疑・討論までとし、採決につきましては後でまとめて行います。

なお、条例（案）、請願、陳情につきましては採決まで行います。

ただいま総務常任委員長より報告のありました議案第78号、鴻上市長期継続契約の締結することができる契約に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） この条例案について1点お尋ねを致します。

この条例案の中で第2条で規定しておりますが、市長が特に認めるものであって、商慣習上、複数年にわたる契約締結が一般的であるもの、それから毎年4月1日から経常的な役務の提供を受ける契約で、複数年にわたる契約締結をしなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼす恐れのあるもの、こう規定するものの、具体的に何をどういう契約を指すのか。商慣習上、複数年数にわたる契約締結が一般的であるものというのはどういうことが考えられるのかという、当局の説明はどのようなことがあったでしょうか。

それからさらに報告書にもあるように、当局の説明から経費の削減もメリットの一つとして想定をしているという回答があったということですが、この長期契約をすることによって経費の削減を図っていくということですが、この長期契約によって経費が削減されるという根拠はどのようなことから示されたのか。また、メリットのほかのメリットについてはどのようなことがあるのか、委員会の審査内容をお伺い致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答え致します。

第2条は、長期契約を締結することができる契約であります。施行令に規定されております条例で定める条例を掲げております。第1号は、リース契約関係でありまして、

複写機、電子計算機等の事務機器、ソフトウェアおよび車両の賃貸借です。運用基準に定めている契約期間について、対象物件の耐用年数に基づき5年を目安に商慣習条例に定めたリース期間としております。

以上でございます。

それからメリットの話なんですけれども、先ほども申し上げたとおりでございます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 最初に私が伺ったところ、第2条の（3）の内容でありまして、（3）のところの文言の中に商慣習上、複数年にわたり云々、これが一般的であると書かれてあります。また、その後には、複数年にわたる契約を締結しなければ支障があるというものもあるということが書かれてありますが、具体的にどういう契約がそれに値するのか、当たるのかということであります。

メリットは先ほどのということですが、ほかのメリットは考えられないのかということとであります。

再度お尋ねを致します。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答え致します。

この長期契約を締結することができる契約に関する条例案についてですけれども、先ほども説明しましたんですけれども、長期継続契約のできる契約は、翌年度以降にわたる物品を借入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度にわたる契約を締結しなければ当該契約にかかわる事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものであって、主なものとしては、事務機器、車両等のリースや電算システム、庁舎等の保守業務、一般廃棄物の収集業務にかかわる契約で、契約年数として3年ないし5年としております。

それから2号の保守および維持管理関係でありまして、庁舎等施設の保守および維持管理、電子計算システムの保守、維持管理ならびに各種運搬業務にかかわる委託契約で、契約期間は3年以内とするものでございます。

その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年にわたって契約を締結するものがある。一般的であるもの、または毎年4月1日から経常的な役務の提供を受ける契約であって、複数年にわたる契約を締結しなければ安定的な役務の提供の確保に支障を及ぼすものである。その場合は市長が特に認めるものであると。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） なかなか質問していることにお答えをいただけないんですけれども、先ほどおっしゃっていただいた事務機器、ソフトウェア等、庁舎管理等、これは（1）（2）に書かれておりますので理解できますが、（3）番の中に書かれてある、商慣習上、複数年にわたる契約が一般的であるものは一体何なのか。それを特に市長が認めなければならないもの、これは何を想定してこの条例案に盛り込まれているのかと。今現在なくても今後出てくる可能性もあるということでしょうけれども、どういうことが想定されてこの（3）の条項が盛り込まれたのか。当局はどのようにこの（3）のことを説明されたのか。説明内容について教えてください。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） ちょっとご理解していただけないと思うんですけれども、この長期の契約は隔年ごとの予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度に契約を締結すると。これは伊藤議員が一番わかっていることだと思いますけれども、法律上の制約があります。契約締結しても、その後にその予算が削減、減額された場合は契約を再度変更する話がある。また、契約の締結に当たっては、さらなる経費の削減や、より良質なサービスを提供するものと契約を締結する必要性にかなって、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保すると。適切な期間を設定することが必要であると。これはそれぞれ総務省から県宛に通知が来ておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 質問と答弁が全くかみ合っていないと思われるんですが、最後に致しますけれども、この（3）番については1番、2番で盛り込めなかったその他のものが出てきた場合は、それはここにあるような条件で市長が認めていくということの理解でよろしいのかどうかという、この辺の説明はあったのかどうかということを再度伺いして終わりますが。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 提案された参考資料をもう一度よくご覧いただきたいなと、それが幸いだと思っていますので宜しくお願いします。

○14番（伊藤 博） 終わります。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営及び選挙運動用のポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

議案第80号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第16号の労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第16号については、総務常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第16号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第16号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第23号の飯田川公園と三吉神社相撲場の環境整備に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第23号については、総務常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第23号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第23号は採択することに決定致しました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番千田社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（千田正英） おはようございます。

平成20年第4回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年12月12日

出席委員は、全員でございます。

説明当局は、福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長

書記には、市民生活部市民課の佐藤洋介さんを指名しております。

それでは、審査の経過と結果について報告します。

議案第81号、渦上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、産科医療補償制度が創設されることに伴い、出産育児一時金に関する規定を改める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。本制度に加入する医療機関で出産した場合、3万円を加算して支給するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号、渦上市飯田川社会福社会館の指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、引き続き、社会福祉法人渦上市社会福祉協議会会長菅原三朗氏です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号、渦上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、引き続き、社会福祉法人渦上市社会福祉協議会会長菅原三朗氏です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、引き続き、社会福祉法人昭和ふくし会理事長菅原三朗氏です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、引き続き、社会福祉法人昭和ふくし会理事長菅原三朗氏です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款2項手数料は、ごみ処理手数料1,062万円の減額で、ごみの直接搬入量および収集用ごみ袋の販売数量の減に伴うものです。

13款1項民生費国庫負担金の主なものは、生活保護費負担金5,966万1,000円で、入院患者の増によるものです。

14款2項県補助金の主なものは、障害者自立支援対策臨時特例事業費補助金487万5,000円で、共同生活介護および宿泊自立支援費の増によるものです。

それでは、歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項社会福祉総務費の主なものは、福祉灯油購入費助成金1,005万円で、高齢者、重度身体障害者、ひとり親世帯および生活保護受給者に対し助成するものです。また、事業運営円滑化事業助成金650万円で、共同生活介護および宿泊自立支援費の増によるものです。

3項生活保護費は、医療扶助費7,954万9,000円で、入院患者の増によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ138万5,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億8,910万円とするものです。

主なものは、国保保険者システム改修委託料と出産育児一時金の増額によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ4,986万9,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億7,820万2,000円とするものです。これは、介護予防、高額介護および特定入所者介護等のサービス費の増によるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出それぞれ7,997万4,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,290万1,000円とするものです。これは、落雷による有線放送本部局および分散局の放送架の取替えによるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第15号、陳情書（老人福祉施設事務所対策について）。

介護福祉の人材不足、原材料の高騰によるコストの増大等から利用者の不利益につながりかねないことから、国や県に対し、利用者および施設に対する対策を講じるよう働きかけるもので、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第17号、介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書について。

サービスの利用制限による重い利用者負担、福祉・介護の労働者の確保の困難、介護報酬引き下げによる事業者の経営難から、必要なサービス補償、介護労働者の人材確保および介護報酬の引き上げや国の負担増による保険料や利用料の引き下げを国に対し要望するもので、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第18号、医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書について。

医師や看護師の不足から病院経営が深刻な状況であることから、大学医学部の定数増や新設大学の設置による予算化および看護師の増や勤務の規制をする看護職員確保法の改正を国や県に対し要望するもので、本件は願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これで社会厚生常任委員会の報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました議案第81号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 委員長、宜しくお願いします。

この産科医療補償制度というのは、子供さんが何かいろいろなことが重なって正常分娩ができなかったと、子供さんに障害があるということのために作られた制度だと思うんですけども、正常分娩の場合にじゃあこの3万円が医療機関に対して支払われるのかどうなのかということが1つ。

それから、障害を同じく持って生まれた子供でも補償されない子供さんと補償される子供さんがいると思うんですけども、この区分けについてはどうなっているのかということ。

それから、全国的にはこの医療機関、ほとんどこういうのに参加するとは思いますが、県内の医療機関ではどういうふうになっているのか。まだこれ発足しておりませんが、結局、支給できない医療機関というのもあると思うので、そこら辺の関係。

それから不幸にも障害者になってこの補償が対象になった場合に、補償額がどういふふうになっているのかと。そこら辺、条例を、この81号の条例を討議した中で、この補償制度についても、中身についても議論したと思いますので、そこについても伺いたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番藤原議員にお答え致します。

ただいまの産科の医療制度の条例案についてちょっとご質問ありましたけれども、この制度は医療機関がまず加入するという、その掛け金の負担が、医療機関に負担がかかりますので、その費用が増額されるので、妊産婦の負担軽減を目的として出産の育児金の3万円を上げるということです。その制度そのものがですね。

それと子供さんが、医療制度の条例の改正では、脳性麻痺以外の子供さんの場合は該当しないということは当委員会でも審査されております。

それから医療機関は、秋田県の場合は産科、分娩する医療機関は全部100%加入しております。ただ、これは12月2日現在の加入率は、全国では98.2%、秋田県は27事業所で100%が加入しておられます。

以上です。

補償額については、まだこれは1月からこの補償制度がスタートするわけですので、補償内容、保険の内容については審査されておられません。

○議長（藤原幸作） 11番、よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） ちょっと今答弁いただきましたけれども、自然分娩の場合もこれはやはり医療機関に3万円プラス、何もなくても、35万円プラス3万円を医療機関に何もなくてもこれは補償ということで支給される額だと私は思っておりましたけれども、まずそのことの確認。ちょっとお話の中ではそこら辺ちょっと曖昧みたいな感じでしたけれども、そのことの確認と、あとは県内は27施設全部ということですが、今、家を出産したりということで助産婦さんがこれからいろいろ利用する方もいると思うんですけれども、そういう場合には、医療機関に所属している助産婦さんであれば適用されるのかならないのか、また、参加していない方についてはどうなるのか、その助産婦さんの扱い。

それから補償額については、私ちょっと下の方に行ってもらってきたんですけれども、これは原則は2,000グラム以上の妊娠33週以上のお産で重度の脳性麻痺となった赤ちゃんが対象だということで、介護、看護のために600万円が準備一時金として、それから総額2,400万円が20年間にわたり支払われるということが書いておりますけれども、これは私やはり委員会ではそこら辺のね、利用する方のためにもやはり市民にアピールしていくとか知らせていくためにも、そこら辺のことまではやはり審議するべきじゃなかったのかということをおもいますけれども、助産婦さんの関係についてもう一度宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） ただいまの11番の質問については、審査の経過と結果についてお願い致します。1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 11番議員にお答え致します。

あくまでも先ほど11番さんの質疑の中で、この3万円は何というんですか、普通分娩の場合はこれは3万円が適用されるわけです。というのは、この3万円の負担金というのは、あくまでも産科医療補償制度にかかわるところに各機関が、医療機関が負担になりますので、それに伴っての3万円の負担を軽減するという一つの目的とされております。いや、違う、そうじゃないですよ。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

.....

午前10時43分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

どうぞ。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 3万円に対して、本制度の加入に伴う分娩期間の掛け金負担により分娩費用の増額が想定されるので、妊産婦の負担軽減を目的とした出産育児一時金の引き下げを予定していると、これは3万円のことを指しているわけです。

それから自宅で助産婦さんが取り上げた場合には、その制度には加入してなければこの医療制度が適用されませんということです。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 助産婦さんの関係についてわかりましたけれども、最初の答弁でありました出産に伴う医療費の負担軽減ということじゃなくて、何か子供さんがやはり自然分娩以外の、先ほど言いましたけれども脳性麻痺とかそういうことが起きた場合の補償の補償金として医療機関に支払われる、何がなくても正常であっても支払われる補償額、補償金として本来の分娩費用の35万円プラス3万円ということで私とらえておりますけれども、どうなのでしょう。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） この3万円は、あくまでも産科医療補償制度がスタートするので、それに一時金の3万円を充当するわけです。要するに医療機関に対して分娩費として35万円から38万円になるわけですね。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時44分 休憩

.....

午前10時45分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 脳性麻痺以外は適用ならないということでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

○11番（藤原典男） もう一回お願いしたいんですけども。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 負担軽減ということじゃなくて、その3万円は補償金として最初から支払うと、加入している医療機関にね。そういうことで正常分娩であっても補償金としてもうやりますと、納めますということだと私は思うんですけども、そこら辺ちょっと委員長は誤解してるんじゃないかなと思うんですが。

○議長（藤原幸作） 1番、審議の内容、経過でございますので、そのことについてお願いします。

○社会厚生常任委員長（千田正英） ただいま、その件については審査しておりませんが、今11番の藤原議員が言うとおりでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第85号、鴻上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第86号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第87号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議案第88号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第88号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 最初に12款2項の手数料のことについて、ごみの手数料、処理手数料が減となっておりますけれども、ごみ袋の販売手数料。この要因というか、このことについては審議されましたでしょうか。ありましたら宜しく願います。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） これは全体的にごみの減量化につながったということで、直接搬入する分が結局495トンの減で、320万円の減額。それから、ごみ袋の販売が少なくなっておりますので、これの分が主なものでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第90号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第91号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第92号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第15号の陳情書（老人福祉施設事務所対策について）質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第15号について、社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第15号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第15号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第17号の介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第17号について、社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第17号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第17号は採択することに決定致しました。

次に、委員長報告の陳情第18号の医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第18号について、社会厚生常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第18号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第18号は採択することに決定致しました。

暫時休憩致します。再開は11時10分とします。

午前10時53分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（西村 武） 産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成20年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年12月12日、15日

出席委員 全員でございます。

説明当局 副市長、総務部長、産業建設部長、水道局長、各関係課長

書記には、産業建設部産業課、渡部 仁さんをお願いしております。

審査の経過と結果について。

議案第82号、潟上市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、新增設する企業に対し、奨励措置を緩和するための改正です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第83号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、単価についてどのように設定しているのかという質問があり、国が定めた基準に基づいた占用物件ごとの単価で設定しているものであるという回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について。

本案は、鞍掛沼公園、追分地区公園、元木山公園、飯田川南公園、天王多目的健康広場、飯田川地区二荒山グラウンドゴルフ場の6施設の指定管理者を指定するもので、管理費を一本化することにより経費を抑え、住民の利便性の向上を図ることを目的とするものであります。

委員からは、この指定管理者制度に移行してから、住民からの苦情があったり、サービスが低下した場合の対応はどのようになるのかという質問があり、市として改善や指導をし、場合によっては解除もあり得るという回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入について主なものを申し上げます。

13款2項2目土木費国庫補助金は960万円の増額であり、この内訳は、追分下出戸線が960万円の増、大清水下谷地線が60万円の増、上江川二田線が60万円の減となっております。

ります。いずれも補助率は事業費の60%で補助額の増額によるものです。

歳出について主なものを申し上げます。

7款1項2目観光費13節委託料の528万7,000円の増額は、燃料高騰により、天王ふれあい交流センターの指定管理料を増額するものであります。

委員からは、この措置に対し理解はできるが、くららに対してさらなる経営努力を求めることとの意見がありました。

8款2項2目道路新設改良費は1,821万8,000円の増額で、主な内容は、道路改良工事費として広域秋田五城目線が238万8,000円の増額、追分下出戸線が954万3,000円の増額です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出予算の総額から83万4,000円を減額し、予算総額をそれぞれ2億423万4,000円とするもので、八郎湖が指定湖沼になったことにより数年後に高度処理の大規模改修が必要となるため、当初予定していた羽立地区処理場の修繕料を精査し、一部をやめたことによる減額が主なものでございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第94号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入歳出予算の総額に1,492万円を増額し、予算総額をそれぞれ18億419万9,000円とするもので、流域下水道への流入量が上半期の実績で大幅に増えており、維持管理費負担金が増えることによる増額が主なものでございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について。

収益的収入について申し上げます。

1款1項受託工事収益は71万6,000円の増額で、昭和堤の上地内消火栓移設工事に伴う受託収益等でございます。

収益的支出について申し上げます。

1款1項1目原水及び浄水費は397万6,000円の増額で、各浄水場設備の緊急修理に対

するものでございます。

同じく2目配水及び給水費は230万円の増額で、配水本管漏水緊急修理6か所分等に
伴うものでございます。

資本的支出について申し上げます。

1款1項6目調査費は2,193万4,000円の増額で、秋田市から受水の見直しを求められ
ており、追分地区への代替水源水量を確保するため、出戸地区においてさく井工および
影響調査を実施するもので、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決まし
た。

陳情第22号、雇用・能力開発機構の存続にかかる要望活動について（依頼）。

本件は、今現在でも雇用に関して大変な時期でもあることなどから、全会一致で採択
すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これで産業建設常任委員会の報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告のありました議案第82号、潟上市工場等設置奨
励条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決
です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されま
した。

議案第83号、潟上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）について質疑を
行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号、潟上市都市公園等6施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（中川光博） 委員長報告にありませんでしたので、確認のため質問させていただきます。

この指定管理者の指定についてということで、この目的ですけれども、住民の利便性プラス経費の圧縮を図る、こういうことの内容です。当然、指定管理者制度ですので行政改革における人件費・補助金・物件費の圧縮がどうなっていくのかという一連の流れの中でのこの制度の指定ということなのですけれども、特に物件費の中の委託料、これがどのように圧縮されるかということが指定管理者制度取り入れの大きな目的だと思いますけれども、ひとつ確認したいのは、今までにこの6施設がいくらの委託料で実施されて、今後、管理を一本化することによってどれくらいの経費の圧縮が図られていくのか、このことについてしっかりした議論があったのかどうか確認したいのと、もしそういう議論の中で金額まで出ていましたらお答えいただければと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 中川議員にお答え致します。

まず、この指定管理者制度につきましては、先ほど中川さんがおっしゃられましたようによりよい行政サービス、あるいはコスト削減、そういうものを目的に行うわけでございますけれども、まず委託料が6施設で年間どのくらいかかっているかと。これは大体、当委員会でもこのことについて審査しておりまして、約6,000万円ぐらいというようなことでございます。

それと、じゃあどのようなコストダウンしていくかということ、今すぐ、窓口を一本にした場合は人件費の削減にはなりますけれども、今すぐじゃあ何割というわけにはいか

ないというようなことで、5年ぐらいしますと徐々にその成果があらわれてきまして、約10%ぐらいは安くなるんじゃないかと、コストの削減につながっていくんじゃないかと、こういう確認のご説明をいただいております。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） ありがとうございます。さらに確認したいと思うんですが、今5年間で、6施設で年間ほぼ6,000万円の委託料が今後5年間で10%削減、5年後ですか、5年後、10%削減なるであろうということですがけれども、例えば確認ですがけれども、1年めはいくら、何パーセント、2年めは何パーセント、3年め何パーセント、4年め何パーセント、5年めで10%という、さらに詳細な議論はありましたでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） まず、なぜ5年間にしたかということですが、契約が5年ということになりますと、やはりその中にいろいろ横文字だったな、確かプレゼンテーション、その中でまず2、3年は下地をつくるんだと。例えばいろいろな計画ですね、ボランティアガイド育成、あるいはいらぬ木材で民芸品を作るとか、そういうものの講習会とか、そういうものをしていきたいということで、大体その下地ができるのが5年後ぐらいになると。ですから、5年まではまず経費どうのこうというよりも、かかるものはそのぐらいかかるんじゃないかというようなことで、5年後は10%ぐらい安くなっていくというご答弁をいただいております。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 申しわけありません。そうすると、当初の目的の住民の利便性の向上と経費の圧縮については、住民の利便性の向上についてはすぐ21年度から利便性が向上していくということですが、もう一つの柱の経費の圧縮については4年間は経費の圧縮はなしだと、5年めで初めて10%、経費を圧縮するっていうことの理解でいいのか、もう一度確認させていただきます。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） まず6施設、これを一本化したのは、まず窓口を一本にして、そうすると当然人件費の削減にもつながっていくと、職員の。この部分はまず削減されるわけですね。ですから管理費等につきましては、5年間は特別、1年めはどうの、2年めはどうのという削減にはつながらないということでございます。

○議長（藤原幸作） 9番。

○9番（佐藤義久） 1点だけお伺い致します。

グラウンドゴルフ場の件ですが、住民の利便性の向上ということを書かれておりますけれども、窓口、現状もやっている窓口でサービスが行われるわけですが、今度、管理者の方でやられるのではないかと思いますけれども、その辺の改善策や何かご説明ありましたでしょうか。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 佐藤議員にお答え致します。

まず当面は管理委託しても、もちろん窓口は一本にしますけれども、現在雇用しております方々からお願いをするというお話もありました。

○議長（藤原幸作） 9番、よろしいですか。9番。

○9番（佐藤義久） そうしますと、貸し出し業務等は慣れた方にまず当面お願いしたいということなので、企業の方で雇用するような格好になるわけでしょうか。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） そのとおりでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、鞍掛沼の公園の活性化検討委員会というのがありまして、この指定管理者とは直接連動するかどうかちょっと私もわかりませんが、現在、潟上市の地域再生計画、内閣総理大臣の認定を受けるということでありまして、平成24年度までにこの鞍掛沼検討委員会のご意見をいただきながらこの事業を進めるということで、先ほど6,000万円ほどの委託料が年間かかるわけですが、鞍掛沼公園だけでは別ですが、5年後に10%くらい削減するんだという話があったんですが、この辺のところについての委員会での審議なり質疑応答があったか、または当局から説明がありましたかどうかご説明、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 鞍掛沼活性化検討委員会というのは、もう今年の3月で既に解散しておりまして全く関係ないです。ですから、その点のところについての審査はありませんでした。当局よりも、この付託されたものについての説明はありましたけれども、活性化検討委員会の方の説明はなかったということです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点、今回議案にのっている指定される団体のことについてお伺いを致しますけれども、この指定管理者となる団体については参考資料の方にも県立公園の指定管理者等となっているという紹介がありますが、この団体がこの県立公園を指定管理するようになったメリット等、当局が県の方からの事情と数字を確認されているかというような点も含めまして、どういう点が評価されて今回のこの団体が指定管理者となるということなのか。公募によって1件しか応募がなかったという大綱の説明がありましたけれども、1件しか応募がなかったからこの業者になったのか、それとも県立公園等の指定管理者等の実績から大きく評価されるべき点があったのか、その辺のこの団体に対する評価に対する審議の内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 伊藤議員にお答えを致します。

確かにこの団体は県立公園、そういうものの指定管理を行っておりまして、そういうものも高く評価されたということと、先ほども申されましたようにプレゼンテーション、これは自主事業の提案、そういう中で例えば飯田川南公園であれば景観上、好ましくないような雑木林の排除をしたり、あるいはボランティア育成と連携しながら雑木林を利用したインテリア製品を作るとか、そういうものをやっていきたいとか、非常に鞍掛沼公園であれば例えば市民ボランティアを育成して公園観光案内として公園全体の集客のPRに努めるとか、また、全施設にわたる安全・安心、そういう危険故障、軽微な破損故障などを機能回復に努めたいと、そういう大変すばらしい計画が立案されておりまして、審査員の皆さんも満場一致でこれを推薦したということでございます。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 再度、今のところに関して。そうしますと、プレゼンテーションの内容がすばらしいものであったということですが、先ほどの質問と若干重複するかもしれませんが、5年契約ということに今回なっておりますけれども、この5年契約というのはそのプレゼンテーションにあった事業計画の内容に沿って5年に設定されたということなんでしょうか。6施設の指定管理者、もちろん初めてのことなんですが、いきなり5年というのは長くないかなという懸念もないわけではないんですが、その辺、5年契約というところの根拠といいますか、決まった経緯についての審査内容もお知らせいただければと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 当委員会でも、普通であれば指定管理者制度というのは大体3年ですけれども、5年というのはどういうわけかというようなご意見も出ました。そういう中で、先ほども言ったように例えば観光ガイドですか、あるいは木工製品ですか、そういうものはまず2、3年で下地作りをして5年ぐらいで完成をさせたいということで5年契約ということになったそうでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点お伺いを致します。

報告書にもありますが、予算書では26ページになりますが、天王ふれあい交流センターの指定管理料の増額の内容でありますけれども、報告にもあるように燃料、原油の高騰による油代が上がったということの措置だと書かれてあります。委員会の中でも経営努力を求める意見もあったということでもありますけれども、今後もこの指定管理料の中に何といたしますか、社会情勢が変化して例えば今回みたいに原油の価格が上がって高騰する、または電気・ガス代等もこういうことも考えられるわけなんです、その補てんが目的だということもありますけれども、今後この指定管理の中でこういう事柄があれば、さらに行われていくことなのかどうか。このくらのことについても528万円と非常に高額なわけではありますが、本来やはり指定管理でありますから民間活力を利用して委託料は当初決まったもので、やはりその中で企業努力がいくらかでも働かせていただかないとならない。値上がりがあったからすぐ委託先にくださいという話になっ

てくると、今回もいろいろな件で先ほどもありましたけれども指定管理がどんどん増えてくる。指定管理がどんどん増えてきたときに燃料代だ、光熱水費だというのが高騰で間に合わないというからください、あるいは契約を破棄しましょうというようなことが起こらないとは限らないわけですが、ここのくららに関してはどういう経緯でこの指定管理料の増額、燃料高騰という理由とは書かれてありますけれども、これが妥当であったかどうかという審査は委員会で行われたのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） お答えを致します。

まずこの528万円の補正については、まずこれは前年度、そういう実績に基づきましてこの予算措置をしたわけです。そういう中で、ご承知のように燃料の高騰によって、当初リッター当たり72円で予算措置しておりましたけれども、現行が115円となったそうでございます。それともう一つが、今まで1か月に2回の休みが今度は1か月に1回の休みとなったので、その燃料の使用料が増えたということでございます。

それと今、伊藤議員がお話ししましたようなことは当委員会でも強く申し述べました。そういう中で、まずくらは指定管理者制度でございますので、この後もそういうことがあれば補正をしていくのかと、あるいは公園であろうと何であろうとすべてそういうことになるのかというような質問もありました。そういう中で、まず今回は万やむを得ないけれども、くららに対して要するにもっともっと営業努力をしていただきたいという強い要望もありましたので、答弁と致しましてはご指摘のことはよくわかっておりますと、そういうことでさらにそのようなことがないようにひとつ強く、くららの方にも営業努力を求めていきたいという答弁をいただいております。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。2番。

○2番（戸田俊樹） その前の13款2項2目の960万円の増額に対して、説明が補助率が60%に変わったということと増額だと言いながら、大清水の下谷地線が60万円増で、上江川二田線が60万円の減となるという、その理由をひとつ教えてください。

それで、補正予算書の27ページに公有財産の購入費が△の642万3,000円が計上され、22節に補償補てんおよび賠償金で987万5,000円が物件補償費とあるんですけれども、この2つについてもご説明をいただければありがたいです。

以上、お願いします。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前 11 時 42 分 休憩

午前 11 時 42 分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） 1点めですけれども、13款国庫支出金でしたか。

これ、補助金の内容は、追分下出戸線については960万円を追加したわけです。そして1,620万円とするものだと。また、大清水下谷地線については予算額が2,640万円でしたけれども、これは60万円を追加すると、そして2,700万円にしたということです。上江川二田線については、予算額が当初1,800万円であったけれども60万円を減額したと。そういうことで、いずれも補助率が事業費の60%で、総体では補助額の増額によるものとなっておりますけれども、ちなみに交付金による事業費は当初予算が全部で5億6,635万円であったけれども、その後に7億6,000万円に予算措置をしているということの説明でございました。

○議長（藤原幸作） 2番、よろしいですか。20番。

○産業建設常任委員長（西村 武） お答え致します。

公有財産につきましては、これは642万3,000円の減額ですけれども、これは当初予算が平米当たり7,500円でしたけれども、これが6,500円でしたと。これは大清水下谷地線にかかわる用地購入費でございまして、そのために617万4,000円が減額になったと。いずれも単価差額、こういうことでございます。

○2番（戸田俊樹） 22節。

○産業建設常任委員長（西村 武） 物件の補償費、これは大清水下谷地線で、工事補償が発生したとの説明でございます。

○議長（藤原幸作） 個人的なやりとりじゃなくて、そういう審査がなければいけないで結構でございますので。経過と結果でございますので、なければいけないと、今答弁あったとおりで、もし聞きたいとすれば手を上げてひとつ。よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第93号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第94号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第95号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番(戸田俊樹) 委員長、この上水道の収入支出、資本的な収入支出があるんですけども、当初、私どもがいただいた議案書の数字と後日総務部長から訂正の文書がありました。このことについて委員会としては特に問題に思いませんけれども、もし話があって、なぜこういう数字の誤記といいますか、あったのか。これだけパソコンが出ると、ワープロの作業でこういう数字の誤記載があったのか、それともどこかの基本的な間違いがあるのか、日常業務においてどういうチェックがされているのか、その辺のことについて話があったら教えてください。

○議長(藤原幸作) 20番。

○産業建設常任委員長(西村 武) このことにつきましては、私ども提案された予算につきましてはいろいろ説明を受けましたけれども、特に審議はしませんでした。

○議長(藤原幸作) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第22号の雇用・能力開発機構の存続にかかる要望活動について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第22号について、産業建設常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第22号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数です。よって、陳情第22号は採択することに決定致しました。

昼食のため暫時休憩します。再開は1時半とします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。9番佐藤文教常任委員長。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤義久） 平成20年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成20年12月12日、15日

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久

説明当局 教育長、教育次長、各関係課長

書記 教育委員会 幼児教育課 佐々木雅輝さんを指名しております。

審査の経過と結果

付託された議案についての現場視察、飯田川南公園、長沼球場、天王緑の健康広場、天王公民館、天王柔道場、飯田川体育館。

議案第89号、平成20年度潟上市般会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入について。

13款1項1目民生費国庫負担金5,922万3,000円のうち、保育所運営負担金43万8,000円の減額と14款1項1目民生費県負担金21万9,000円の減額は、広域保育にかかわる保育所運営費負担金で園児の減によるものです。

14款2項2目民生費県補助金530万円のうち、児童福祉費補助金42万5,000円の主なものは、ひとり親家庭児童保育援助費補助金で対象者は14名です。

19款4項2目民生費受託事業収入135万8,000円の減額は、広域保育受託園児分で園児の減によるものです。

歳出について。

各款にわたり燃料費の補正がありますが、原油高騰による単価のアップが主なものです。

3款2項1目児童福祉総務費は、すこやか子育て支援事業費補助金71万8,000円と、ひとり親家庭児童保育援助費62万9,000円が主なものです。

3款2項5目保育園費は、園児数の増加等に伴う臨時保育士897万1,000円が主なものです。

10款1項2目事務局費は、児童生徒の各種大会への派遣に伴う児童生徒派遣費補助金215万5,000円が主なものです。

10款2項2目教育振興費は、要保護および準要保護児童生徒援助費120万5,000円が主なものです。

10款4項2目幼稚園費は、臨時教諭賃金111万円の減額が主なものです。

10款5項1目学校給食費は、臨時給食調理員賃金36万8,000円です。

10款6項4目文化財保護費は、小玉家住宅の重要文化財指定に伴う印刷製本費14万9,000円が主なものです。

10款7項3目体育施設費は、事業確定による工事請負費5件、535万9,000円の減額が主なものです。

委員からは、燃料費について、いつの時点の単価で計算し、値段はいくらかとの質問があり、当局から10月1日の単価で計算し、1リットル当たりガソリン158円、軽油150

円、灯油据置タンク115円などで計算しているとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第19号、特別支援教育支援員の配置に関する陳情書について。

一人ひとりの教育的ニーズに応じて、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な支援をする特別支援教育の必要性がますます高まってきています。特別支援教育支援員の配置について各校の要望に最大限配慮しなければならないことから、陳情書のとおり願意妥当と認め、本件は全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第20号、豊川小学校を存続させ、地域社会の活性化と発展を求める陳情書について。

本件については、社会情勢の変化により児童数の減少に伴う複式学級の現実化や、子供の教育にとって何が一番大切か、さらに1,343名の陳情署名もあり、まだまだ慎重に審議する必要があることから、本件は全会一致で継続審査と決し、閉会中の継続審査の申し出をしております。

以上、文教常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで文教常任委員会の報告を終わります。

以上をもちまして各常委員会の報告を終わります。

ただいま文教委員長より報告のありました議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点ご質問致します。

3款2項1目の項目の中に認可外保育施設補助金がありますけれども、この認可外保育施設の対象施設の内容、それからこの補助事業の内容について、どのような当局の説明ならびに委員会の審査があったのかお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 3款2項1目19節ですね。認可外保育施設補助金は2万7,000円の4分の3、ベビー園、これは私立追分幼稚園内のものです、との説明がありました。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） ベビー保育園でしたか、のことだということでしたけれども、この2万7,000円の4分の3ということの補助率ということですが、この補助の趣旨、ど

ういう事業に対しての補助金ということになって、県から1万2,000円、市から8,000円という支出になっているのか。その辺についての説明等をお願いを致します。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） そのことについては、特別、委員からも意見もありませんでしたので聞いておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

委員長報告の陳情第19号の特別支援教育支援員の配置に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第19号について、文教常任委員長の報告は採択です。

これより採決致します。陳情第19号について採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、陳情第19号は採択することに決定致しました。

委員長報告の陳情第20号の豊川小学校を存続させ、地域社会の活性化と発展を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） この陳情書に報告にもありますけれども、署名が1,343名分添付されているということでしたけれども、この署名はどのような呼びかけの内容で集められた署名なのか。この陳情書のタイトルにあるように、豊川小学校を存続させ、地域社会の活性化と発展を求めるという、その署名を集める際の内容と、この陳情の趣旨が合致しているのかどうか。その辺はどのように委員会の方で審査をされたのか。また、こ

の署名の、1,300人を超える署名がついているわけですが、当局のこの署名についての受け方等についての説明とか審査内容がありましたか、お伺いを致します。

2点めは、この陳情書の内容を見ますと、豊川小学校を存続させるという要望になっているわけでありまして。先般の一般質問の中でもありましたように、教育長も市長も大久保小学校との統合の方向性を探っているという発言もあったわけでありまして。この陳情書にあるように存続を求めるという内容ではあります、学校そのものの改築を求めるといふ陳情の内容とは受け取り難い部分もあります。その辺の陳情の内容について詳しくお伺いをしたいところが2点です。

さらに委員長の報告の最後にありますように、閉会中の継続審査の申し出ということがありますけれども、継続審査とはしたわけではありますけれども、閉会中の審査は何を目的として閉会中も委員会を開かなければならなかったのか。その辺が委員会一致でそのような結論になったのか。その結論に至るまでの経緯の議論をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） お尋ねのかなりの部分は話し合っておりません。

最初に議長に提出を要求した文書5点ございます。執行部の方から15日のお昼過ぎに届けられております。審査に入った段階では資料もかなりたくさんありますので精査する必要があろうということで、委員からは請求した資料が一部議員に配付済みというところが2点ございましたので、全部、手持ちになかったものですから全部揃えてないと。関係者からの事情も聞いて判定したいという方、また、聞き取りや資料の収集には時間がかかるので不要との意見でも、児童の推移等、今配付された資料を見ますと21年度には複式になるなどの慎重に審議する必要があると。さらに子供の将来を考えれば、子供の数がだんだんと減少、統合すべきと思うが、多数の署名などもあり現段階では判断できない。そして3年前は採択しているが、社会情勢も変わっているなど、加えて危険校舎、速やかな避難、期間を定め早期の結論などの意見をもって、審査には十分慎重にやりたいし、時間もかかるという格好で継続としております。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 最初に大部分が話し合われていないということですが、どの資料が整えられていなかったのかということの内容はわかりませんが、この陳情書には、陳情書の裏には豊川地区、大久保地区とか何人の署名があったということは書かれてある

わけですが、やはりこの継続をして調べなければならぬということの中にも、この署名の内容についてもきちんと一度は精査をして、数が多いので継続してその内容を精査するということの継続はわかるんですが、ほとんど話をしないで後回しにしましょうということであれば、どうもこの本来の継続審査の意味が違うのではないかなということになると思うんですが、先ほど伺ったように署名の現物はきちんと確かめられたのかどうかということが1点と、中身、存続を求めるのと改築を求めるのでは意味が違わないかというのが2点めで、3点めが先ほど委員長申されたように閉会中の審査のことをお伺いしたわけですが、1番めと2番めのところでは今お答えをいただけなかったわけなんです、その辺、再度どういうことなんでしょうか、お伺いを致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 先ほども要求した文書内容、委員からの意見、ご報告させていただきましたが、資料が揃わないでこの表紙だけ話しててもしょうがないこともありまして、それで十分精査するので時間が必要と。また、関係者からの意見も聞きたいという話もありましたので、それでは日数も必要ということで決しておりますので、この文面についての論議はしておりませんで、委員からの意見をもってご報告したようにかなりの懸案、資料が揃ってないだけでなく複式学級にもなる、子供の数が足りなくなる、危険校舎というので早期の結論、先ほども申し上げたように子供の将来を考えればということをお十分皆さんで審議しましょうということにして、時間を要するというようにしておりますので、ご理解ください。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 閉会中の審査に当たって今委員長は、関係者の意見も聞いてみたいということをお申されましたけれども、閉会中の審査に当たっては、今委員長が言われたように関係者を招致して意見を聞く、あるいは委員会を開く、費用弁償等予算措置が伴わなければならない部分もあろうかと思いますが、そういうことの準備と申しますか、そういう予定を立てて継続審査ということになったのか、再度その点についてお伺いを致します。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 予算等については話し合っておりませんが、事務局のご指導もいただきまして、継続審査であれば招致したり聞き取りしたりできるということでしたので、そう決したわけでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。11番。

○11番（藤原典男） 慎重に審議する必要があるということはそのとおりだと思いますし、継続審査というのにも妥当なのかなと思いますけれども、審査する上でどのような資料が必要なのかということで5つの文書ということで、部分的には配付したものもあるとお聞きしましたが、どのような資料を今請求しているのか。それはまた委員会での一致での資料請求なのか、そこら辺具体的なことをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） このことにつきましては、12日開会と同時に委員の皆さんにお諮り致しました。1つめは、合併協議会関係資料で豊川小学校改築に関する協議があった部分、あるいは関連する記述のある部分。2番め、当局への陳情書など、それに対する経過と結果をまとめたもの。3番め、適正化検討委員会の報告書、答申など。4番め、地域審議会に諮られた経緯がある場合は、その資料。5番め、アンケート調査の結果と経過の5点につきお願いしました。当局でおっしゃるように適正化検討委員会の報告書とか合併協議会に関する部分については、発展計画等々、資料も配付済みということでしたので、その時点ではお願いした文書はみな全部来たことになるわけで、ただ、我々は手持ちにしておりませんでしたので、それらも十分揃えてからという話にもなりまして継続して慎重に審査したいということでもあります。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 今5つの資料、こういうものだというお話されましたけれども、最後にアンケート調査の結果ということでお話しされましたが、どのようなアンケート調査の結果なのか。それをまた手元に入ってきたのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） アンケート調査の結果は、十分お願いしたわけですが、調査結果は教育委員会でされておるようで、その結果があったらお願いしたいという趣旨でお願いしたところ、まだ教育委員会に報告してないので、報告後、資料として提出したいということでしたので、今月の委員会がこの後行われるだろうと思いますので、その後になると思われます。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） まず状況はわかりましたけれども、どのようなアンケートの中身

なのか、そこら辺もしお聞きしているようであれば、例えば父兄からの声があったとかいろいろな何についてのアンケートなのか、そこら辺わかっている範囲内でお願い致します。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） その内容等については伺っておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。21番。

○21番（堀井克見） 委員長、御苦労さまです。この件、今るる質疑されたわけでありまして、今、委員長の方の報告の中にも明確に今うたわれておりますけれども、いわゆる児童数の減少に伴う複式学級等の問題と。あるいはまた、子供の教育に何が一番大切なのかという問題。あるいはまた、署名が1,343名集まった等々の問題が、まさしくこの付託された所管の文教委員会でこれをもとにしてしっかりと審査をすればいいわけでありまして、どうも今お話を伺ってますと、わざわざ休会中に委員会の開会をして、まだまだ「慎重に審査」という文言を使っておりますけれども、今少し何を指しておるのか、私にとってはちょっと理解できないところがあります。

そもそもこの問題については陳情書が出ました。そして所管の委員会に付託され、一般質問でもこの問題について丁々発止の質疑があったことはご案内のとおりであります。市長もかなり明確な方向を示したと私どもは承りました。そして教育長もしかりであります。その中でまた閉会中にわざわざ議決機関とはいえ所管の委員会がこういうふうに継続的に開会されていくということは、むしろ教育問題の一つの混乱にもつながっていかないのかと私はそう思うわけであります。

あえてお尋ねしますけれども、休会中に所管の委員会を継続して審査するということは、少なくとも次の会議、本会議までには報告をきっちりさせるという意味合いでの休会中の審査なのかどうか、この点をはっきりとお答えいただきたいということと同時に、今少しまだまだ慎重に審査を必要とするということは何をもってするのか、そこをちょっと私ども解せないなので、限りなく明確にひとつあわせてお答えを求めたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 最前から申し上げておりますように、豊川小学校の陳情されておる川上景昭さんからのご意見もお聞きして、具体的に生の声を聞いて結論を出したいと思っております、早期に結論を出そうという委員もございましたので、今21番、

副議長がおっしゃったように短期間で決定、結論を出したいと考えての委員会の運びと致しました。

以上です。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） 委員長、今ひとつ確認致しますけれども、所管の文教委員会、あなたの委員会において継続審査をするという全会一致の委員会可決をされておるのかどうか。全会一致で休会中に委員会の審査をするという可決をされたのかどうか。されなくても委員長の権限でもって休会中の開会を今議長に申し入れ、そして今これから休会中の開会が諮られようとしているわけですけれども、その手法、運びは全会一致だったのか。継続というものをとって、あなたの職権でもって休会中の開会を申し入れておるのか。ここら辺、いま一度明確にお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 先ほども委員からの意見もご報告しておりますとおり「関係者からも事情を聞いて」という文言もありまして、継続審査とした段階で、先ほどもご報告したように事務局の方へこれで休会中の審査できるのかという確認をいたしましたらできますということでしたので、特別、閉会中の審査等の言葉は発しておりません。全会一致の継続でした。閉会中審査するという私の言葉では話しておりませんが、事務局の方のご指導によってできるという判断でしたから報告させていただきました。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） 私がお尋ねしているのは、継続審査というものを所管の文教常任委員会で決定をされた。それが前提の中で今回、休会中の委員会開催を申し入れておると、こういう今の前段の委員長の説明だったと伺ってきたんです。ところが今お尋ねしますと、事務局の指導があったやの話でありますけれども、少なくともそうすれば文教常任委員会としては継続、閉会中の継続というものは、閉会中の委員会の開会だという満場一致の可決はしてないと。少なくとも継続というものを事務局の指導によって閉会中の委員会開催という形で、あなたが委員長として職権で申し入れたという運びと理解していいんですか。そのことの運びをどうですかということを確認してるんです。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（藤原幸作） 再開します。

議会運営委員会を開きますので、暫時休憩します。

午後 2時05分 休憩

.....

午後 2時24分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

伊藤議会運営委員長より議会運営委員会の結果について報告願います。

【議会運営委員長報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） 議会運営委員会の報告を致します。

文教常任委員会では、陳情第20号について委員会において継続審査の決定をしております。それに基づき委員長が閉会中の継続審査の申し出を議長宛にしたもので、最終的には本会議にて議決するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） それでは、これが最後になりますけれども、1、2、3ということで閉会中の審査必要だという理由が並べられておりますけれども、「まだまだ慎重に審査する必要がある」と表現されておりますけれども、ここの部分、どういうことを指しておられるのか、ここでお聞かせいただきたいと思っております。これを最後の質問と致しますので、明確にお答えいただきます。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 「まだまだ」の語句を解析しなさいというような言葉のようではありますが、いろんな事例、事案がありますので、それを精査していくということはだぶりでないかなと思っております。生徒数の問題。具体的にと今話が出ておりましたので具体的に申し上げますと、生徒数の問題やら地域環境やら陳情の内容等いろいろあると思っておりますけれども、これからです、これからです、委員会としては。これから一つ一つ検討していこうじゃないかということなんです。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第20号について、文教常任委員長の報告は継続審査です。

これより採決致します。陳情第20号について継続審査することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数です。よって、陳情第20号は継続審査することに決定しました。

なお、陳情第20号について、文教常任委員長より閉会中の継続審査の申し出が出ております。

これより採決致します。陳情第20号については委員長の報告申し入れのとおり閉会中の継続審査にすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数です。よって、陳情第20号は委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定致しました。

それでは、これより各補正予算案を順次採決していきます。

議案第89号、平成20年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について採決致します。

議案第89号についての各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、議案第90号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第91号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、議案第91号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、平成20年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、議案第92号についての社会厚生常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号、平成20年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、議案第93号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、議案第94号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）につい

て、議案第95号についての産業建設常任委員長の報告は可決です。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

【日程第21、議案第96号 平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第21、議案第96号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）についてを議題と致します。

議案の朗読を省略します。

当局より提案理由の説明を求めます。鑑副市長。

○副市長（鑑利行） ただいま追加議案で上程されました議案第96号の平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

別冊のとおり

平成20年12月18日提出 潟上市長 石川光男でございます。

別紙お手元に配付しております補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第96号の第1条でございますけれども、このたびの補正額については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ253万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億673万5,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算書の4ページをお願いします。

このたびの補正の財源は、歳入と致しまして下水道使用料253万6,000円、現年度分でございます。

続きまして、歳出につきましては253万6,000円、これは消費税でございます。

簡単にこの内容についてご説明申し上げます。

下水道事業特別会計では、平成19年度の決算に基づきまして今年9月に消費税および地方消費税の確定申告をし、507万1,500円を申告納付しております。19年度決算で消費税等の申告を納付した場合には、9月の確定申告に基づいて中間納付をすることになりますが、本市の場合は確定申告で500万円を超える金額を納付しております。これは潟上市として初めてのことでございます。ちなみに昨年は申告納付しておらず、還付

になっております。この還付になった関係は、手数料と、それから工事費に伴う消費税の兼ね合いでございます。その関係でそういうふうになりまして、今回500万円を超える金額を納付しているのです、平成20年の12月と21年の3月、21年の6月に確定申告額の4分の1である126万7,800円を中間納付し、来年9月に平成20年度分の確定申告をし差額を納付するという手続きになります。

12月8日付で秋田北税務署の方から1月5日を納付期限とする納付書が送られてきたために理由確認致しましたところ、平成19年度決算に係る消費税等の確定額が500万円を超えたことから3か月ごとに中間納付が必要であることがわかったわけでございます。

これについては議員の皆さんにここで私の方から謝罪申し上げたいわけですがけれども、本来、事務段階において精査していればこういうことがなく、12月8日の当初の段階でこの補正予算を提案できたということについて、この場を借りましてまずもっておわび申し上げたいと存じます。

ということから今回1月5日に納期限が伴う関係で、今回1月5日と3月分の2回分合わせまして253万6,000円を補正計上したということでございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上で説明を終わります。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第96号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

なお、ここで市長から発言の申し出がありますので、発言を許します。石川市長。

○市長（石川光男） まことにお疲れのところ申しわけありませんが、少し時間を貸してください。

まずは今議会に提案した19件、すべて可決をいただきましてありがとうございました。

さて本題に入らせていただきますが、サブプライムローン問題やリーマンブラザーズの破綻から端を発した金融不安により、国内景気は大きく冷え込んでいます。その影響を受けて、市内中小業者を取り巻く経営環境は著しく悪化していると思います。

本市では、年末年始にかけてより一層厳しい資金繰りが予想される中小企業者を支援するため、中小企業振興融資制度の融資枠の拡大を検討しております。現在は、預託額が6,000万円で融資枠は4億8,000万円となっておりますが、11月末現在での融資額は3億5,000万円ほどで、過去2年間の実績を大きく上回っております。11月末現在では融資枠に1億3,000万円ほどの余裕がありますが、今後も融資が増えた場合には融資枠いっぱいになり、新規融資ができなくなる可能性もあります。このため、本市中小企業者の資金繰りに余裕を持てるよう、預託額で2,000万円、融資枠で1億6,000万円の追加を検討しており、準備が整い次第、専決処分により実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げる次第であります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は12月8日に招集され本日まで11日間にわたりましたが、会期中における議員各位ならびに市長はじめ職員の皆様のご尽力に深く敬意を表するとともに、議会に寄せられましたご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

当局におかれましては、審議の過程で表明されました議会の意見等を十分尊重され、より一層、効果的な行財政運営に当たられますことを切望し、来年はいい年でありますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶と致します。

これにて平成20年第4回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 2時38分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 大 谷 貞 廣

〃 署名議員 西 村 武